【調査の概要】（米生産費）

１　調査の目的

農業経営統計調査の米生産費統計は、米の生産コストを明らかにし、農政（米の生産コスト低減対策、生産対策、経営改善対策等）の資料を整備することを目的としている。

２　調査の対象

本調査は、食用に供する目的で栽培している水稲を対象作目とし、2015年農林業センサスに基づく農業経営体のうち、世帯による農業経営を行い、玄米を600kg以上販売する経営体（個別経営）を対象に実施した。

３　調査事項

米の生産活動を維持・継続するために投入した費目別の費用、労働時間等

４　調査期間

調査期間は、平成29年１月から12月までの１年間である。

５　調査方法

調査は、調査票（現金出納帳、作業日誌及び経営台帳）を調査対象経営体に配布し、これに日々の生産資材の購入、生産物の販売、労働時間、財産の状況等を調査対象経営体が記帳する自計調査の方法を基本とし、職員又は統計調査員による調査対象経営体に対する面接調査の併用によって行った。

６　調査対象経営体数

813経営体（集計経営体数：788経営体（なお、認定農業者がいる経営体の米生産費の集計経営体数は359経営体である。））

注：　調査対象経営体のうち、調査期間中に調査不能となった調査対象経営体、玄米販売量が600kg未満の調査対象経営体及び過去５か年の10ａ当たり収量のうち、最高及び最低の年を除いた３年間の10ａ当たり平均収量に対する調査年の収量の増減収率が±20％以上であった調査対象経営体を除いた調査対象経営体を集計対象としている。

７　集計方法

調査対象経営体ごとにウエイトを定め、全国又は規模階層別等の集計対象とする区分ごとに加重平均法により算出した。

この場合のウエイトとは、都道府県別作付面積規模別に抽出時における調査対象経営体数を2015年農林業センサス結果から求めた経営体数で除した値の逆数としている。

８　実績精度

60kg当たり全算入生産費を指標とした全国平均の実績精度を標準誤差率（標準誤差の推定値÷推定値×100）により示すと1.2％である。

９　用語の解説

(1)　家族労働費とは、家族労働時間に「毎月勤労統計調査」（厚生労働省）の「建設業」、「製造業」及び「運輸業，郵便業」に属する５～29人規模の事業所における賃金データ（都道府県単位）を基に算出した男女同一単価（当該地域で男女を問わず実際に支払われた平均賃金）を乗じて評価したものである。

(2)　自作地地代とは、その地方の類地（調査対象作目の作付地と地力等が類似している作付地）の小作料で評価したものである。

(3)　自己資本利子とは、総資本額から借入資本額を差し引いた自己資本額に年利４％を乗じて算出したものである。

10　利用上の注意

(1)　表中に用いた記号は、次のとおりである。

「０」　：　単位に満たないもの（例：0.4円 → ０円）、又は増減のないもの

「0.0」　：　単位に満たないもの（例：0.04% → 0.0%）、又は増減のないもの

「－」　：　事実のないもの

「△」　：　負数又は減少したもの

(2)　この統計表に掲載された数値を他に転載する場合は、「農業経営統計調査　平成29年産米生産費（個別経営）」（農林水産省）による旨を記載してください。

【ホームページ掲載案内】

○　各種農林水産統計調査は、農林水産省ホームページ中の統計情報で御覧いただけます。
【 http://www.maff.go.jp/j/tokei/ 】
この結果は、分野別分類「農家の所得や生産コスト、農業産出額など」、品目別分類「米」の「農産物生産費統計」で御覧いただけます。
【 http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/noukei/seisanhi_nousan/index.html#y1 】

○　本統計の累年データは、農林水産省ホームページ中の統計情報で御覧いただけます。
【 http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/noukei/seisanhi_nousan/index.html#l 】

お問合せ先

◎本統計調査結果について
農林水産省　大臣官房統計部
経営・構造統計課　農産物生産費統計班
電話：（代表）03-3502-8111　内線3631
（直通）03-6744-2040
ＦＡＸ：　03-5511-8772

◎農林水産統計全般について
農林水産省　大臣官房統計部
統計企画管理官　広報普及班
電話：（代表）03-3502-8111　内線3589
（直通）03-6744-2037
ＦＡＸ：　03-3501-9644

政府統計
政府統計の総合窓口
（e-Stat）
http://www.e-stat.go.jp/

【調査の概要】（麦類生産費）

１　調査の目的

農業経営統計調査の小麦、二条大麦、六条大麦及びはだか麦の生産費統計は、麦類の生産コストを明らかにし、農政（経営所得安定対策、生産対策、経営改善対策等）の資料を整備することを目的としている。

２　調査の対象

本調査は、2010年世界農林業センサスに基づく農業経営体のうち、世帯による農業経営を行い、調査該当麦を10ａ以上作付けし、販売する経営体（個別経営）を対象に実施した。

３　調査事項

小麦、二条大麦、六条大麦及びはだか麦の生産活動を維持・継続するために投入した費目別の費用、労働時間等

４　調査期間

調査期間は、平成28年９月から平成29年８月までの１年間である。

５　調査方法

調査は、調査票（現金出納帳、作業日誌及び経営台帳）を調査対象経営体に配布し、これに日々の生産資材の購入、生産物の販売、労働時間、財産の状況等を調査対象経営体が記帳する自計調査の方法を基本とし、職員又は統計調査員による調査対象経営体に対する面接調査の併用によって行った。

６　調査対象経営体数

小　　麦 537経営体 （集計経営体数：524経営体）
二条大麦　75経営体 （集計経営体数：　74経営体）
六条大麦　49経営体 （集計経営体数：　48経営体）
はだか麦　40経営体 （集計経営体数：　40経営体）

注：　調査対象経営体のうち、調査期間中に調査不能となった調査対象経営体及び過去５か年の10ａ当たり収量のうち、最高及び最低の年を除いた３年間の10ａ当たり平均収量に対する調査年の収量の増減収率が±70％以上であった調査対象経営体を除いた調査対象経営体を集計対象としている。

７　集計方法

調査対象経営体ごとにウエイトを定め、全国又は規模階層別等の集計対象とする区分ごとに加重平均法により算出した。

この場合のウエイトとは、都道府県別作付面積規模別に調査対象経営体数を当該年産の「経営所得安定対策加入申請者数」のうち、当該作物の作付け（営農計画）のある個別経営体数で除した値の逆数としている。

８　実績精度

単位数量当たり全算入生産費を指標とした全国平均の実績精度を標準誤差率（標準誤差の推定値÷推定値×100）により示すと、次のとおりである。

小　　麦（60kg）　1.9％
二条大麦（50kg）　5.2％
六条大麦（50kg）　5.0％
はだか麦（60kg）　6.2％

９　用語の解説

(1)　家族労働費とは、家族労働時間に「毎月勤労統計調査」（厚生労働省）の「建設業」、「製造業」及び「運輸業，郵便業」に属する５～29人規模の事業所における賃金データ（都道府県単位）を基に算出した男女同一単価（当該地域で男女を問わず実際に支払われた平均賃金）を乗じて評価したものである。

(2)　自作地地代とは、その地方の類地（調査対象作目の作付地と地力等が類似している作付地）の小作料で評価したものである。

(3)　自己資本利子とは、総資本額から借入資本額を差し引いた自己資本額に年利４％を乗じて算出したものである。

【 ホームページ掲載案内 】

○　各種農林水産統計調査結果は、農林水産省ホームページ中の統計情報で御覧いただけます。
【 http://www.maff.go.jp/j/tokei/ 】
この結果は、分野別分類「農家の所得や生産コスト、農業産出額など」、品目別分類「麦」の「農産物生産費統計」で御覧いただけます。
【 http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/noukei/seisanhi_nousan/index.html#y2 】

○　本統計の累年データは、農林水産省ホームページ中の統計情報で御覧いただけます。
【 http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/noukei/seisanhi_nousan/index.html#l 】

お問合せ先

◎本統計調査結果について
農林水産省　大臣官房統計部
経営・構造統計課　農産物生産費統計班
電話：（代表）03-3502-8111　内線3631
（直通）03-6744-2040
ＦＡＸ：　03-5511-8772

◎農林水産統計全般について
農林水産省　大臣官房統計部
統計企画管理官　広報普及班
電話：（代表）03-3502-8111　内線3589
（直通）03-6744-2037
ＦＡＸ：　03-3501-9644

政府統計
政府統計の総合窓口
（e-Stat）
http://www.e-stat.go.jp/

【調査の概要】（原料用かんしょ生産費）

１　調査の目的

農業経営統計調査の原料用かんしょ生産費統計は、原料用かんしょの生産コストを明らかにし、農政（でん粉原料用かんしょ経営安定対策、生産対策、経営改善対策等）の資料を整備することを目的としている。

２　調査の対象

本調査は、2015年農林業センサスに基づく農業経営体のうち、世帯による農業経営を行い、原料用かんしょを10ａ以上作付けし、販売する経営体（個別経営）を対象に実施した。

３　調査事項

原料用かんしょの生産活動を維持・継続するために投入した費目別の費用、労働時間等

４　調査期間

調査期間は、平成29年１月から12月までの１年間である。

５　調査方法

調査は、調査票（現金出納帳・作業日誌及び経営台帳）を調査対象経営体に配布し、これに日々の生産資材の購入、生産物の販売、労働時間、財産の状況等を調査対象経営体が記帳する自計調査の方法を基本とし、職員又は統計調査員による調査対象経営体に対する面接調査の併用によって行った。

６　調査対象経営体数

66経営体　（集計経営体数：66経営体）

なお、調査経営体は、全て鹿児島県に所在する経営体となっている。

注：　調査対象経営体のうち、調査期間中に調査不能となった調査対象経営体及び過去５か年の10ａ当たり収量のうち、最高及び最低の年を除いた３年間の10ａ当たり平均収量に対する調査年の収量の増減収率が±70％以上であった調査対象経営体を除いた調査対象経営体を集計対象としている。

７　集計方法

調査対象経営体ごとにウエイトを定め、全国又は規模階層別等の集計対象とする区分ごとに加重平均法により算出した。

この場合のウエイトとは、作付面積規模別の調査対象経営体数を、当該年産の「でん粉原料用かんしょの経営安定対策加入申請者数（（独）農畜産業振興機構）」のうちでん粉原料用かんしょ作付け（計画）のある個別経営体数で除した値の逆数としている。

８　実績精度

100kg当たり全算入生産費を指標とした実績精度を標準誤差率（標準誤差の推定値÷推定値×100）により示すと3.6％である。

９　用語の解説

(1)　家族労働費とは、家族労働時間に「毎月勤労統計調査」（厚生労働省）の「建設業」、「製造業」及び「運輸業，郵便業」に属する５～29人規模の事業所における賃金データ(都道府県単位)を基に算出した男女同一単価（当該地域で男女を問わず実際に支払われた平均賃金）を乗じて評価したものである。

(2)　自作地地代とは、その地方の類地（調査対象作目の作付地と地力等が類似している作付地）の小作料で評価したものである。

(3)　自己資本利子とは、総資本額から借入資本額を差し引いた自己資本額に年利４％を乗じて算出したものである。

【調査の概要】（原料用ばれいしょ生産費）

１　調査の目的

農業経営統計調査の原料用ばれいしょ生産費統計は、原料用ばれいしょの生産コストを明らかにし、農政（経営所得安定対策、生産対策、経営改善対策等）の資料を整備することを目的としている。

２　調査の対象

本調査は、2015年農林業センサスに基づく農業経営体のうち、世帯による農業経営を行い、原料用ばれいしょを10ａ以上作付けし、販売する経営体（個別経営）を対象に実施した。

３　調査事項

原料用ばれいしょの生産活動を維持・継続するために投入した費目別の費用、労働時間等

４　調査期間

調査期間は、平成29年１月から12月までの１年間である。

５　調査方法

調査は、調査票（現金出納帳・作業日誌及び経営台帳）を調査対象経営体に配布し、これに日々の生産資材の購入、生産物の販売、労働時間、財産の状況等を調査対象経営体が記帳する自計調査の方法を基本とし、職員又は統計調査員による調査対象経営体に対する面接調査の併用によって行った。

６　調査対象経営体数

82経営体　（集計経営体数：81経営体）

なお、調査対象経営体は、全て北海道に所在する経営体となっている。

注：　調査対象経営体のうち、調査期間中に調査不能となった調査対象経営体及び過去５か年の10ａ当たり収量のうち、最高及び最低の年を除いた３年間の10ａ当たり平均収量に対する調査年の収量の増減収率が±70％以上であった調査対象経営体を除いた調査対象経営体を集計対象としている。

７　集計方法

調査対象経営体ごとにウエイトを定め、規模階層別等の集計対象とする区分ごとに加重平均法により算出した。

この場合のウエイトとは、作付面積規模別の調査対象経営体数を、当該年産の「経営所得安定対策加入申請者数」のうちでん粉原料用ばれいしょの作付け（営農計画）のある個別経営体数で除した値の逆数としている。

８　実績精度

100kg当たり全算入生産費を指標とした実績精度を標準誤差率（標準誤差の推定値÷推定値×100）により示すと2.1％である。

９　用語の解説

(1)　家族労働費とは、家族労働時間に「毎月勤労統計調査」（厚生労働省）の「建設業」、「製造業」及び「運輸業，郵便業」に属する５～29人規模の事業所における賃金データ（都道府県単位）を基に算出した男女同一単価（当該地域で男女を問わず実際に支払われた平均賃金）を乗じて評価したものである。

(2)　自作地地代とは、その地方の類地（調査対象作目の作付地と地力等が類似している作付地）の小作料で評価したものである。

(3)　自己資本利子とは、総資本額から借入資本額を差し引いた自己資本額に年利４％を乗じて算出したものである。

【調査の概要】（てんさい生産費）

１　調査の目的

農業経営統計調査のてんさい生産費統計は、てんさいの生産コストを明らかにし、農政（経営所得安定対策、生産対策、経営改善対策等）の資料を整備することを目的としている。

２　調査の対象

本調査は、2015年農林業センサスに基づく農業経営体のうち、世帯による農業経営を行い、てんさいを10ａ以上作付けし、販売する経営体（個別経営）を対象に実施した。

３　調査事項

てんさいの生産活動を維持・継続するために投入した費目別の費用、労働時間等

４　調査期間

調査期間は、平成29年１月から12月までの１年間である。

５　調査方法

調査は、調査票（現金出納帳、作業日誌及び経営台帳）を調査対象経営体に配布し、これに日々の生産資材の購入、生産物の販売、労働時間、財産の状況等を調査対象経営体が記帳する自計調査の方法を基本とし、職員又は統計調査員による調査対象経営体に対する面接調査の併用によって行った。

６　調査対象経営体数

75経営体　（集計経営体数：73経営体）

なお、調査対象経営体は、全て北海道に所在する経営体となっている。

注：　調査対象経営体のうち、調査期間中に調査不能となった調査対象経営体及び過去５か年の10ａ当たり収量のうち、最高及び最低の年を除いた３年間の10ａ当たり平均収量に対する調査年の収量の増減収率が±70％以上であった調査対象経営体を除いた調査対象経営体を集計対象としている。

７　集計方法

調査対象経営体ごとにウエイトを定め、規模階層別等の集計対象とする区分ごとに加重平均法により算出した。

この場合のウエイトとは、作付面積規模別の調査対象経営体数を、当該年産の「経営所得安定対策加入申請者数」のうちてんさいの作付け（営農計画）のある個別経営体数で除した値の逆数としている。

８　実績精度

１ｔ当たり全算入生産費を指標とした実績精度を標準誤差率（標準誤差の推定値÷推定値×100）により示すと2.6％である。

９　用語の解説

(1)　家族労働費とは、家族労働時間に「毎月勤労統計調査」（厚生労働省）の「建設業」、「製造業」及び「運輸業，郵便業」に属する５～29人規模の事業所における賃金データ（都道府県単位）を基に算出した男女同一単価（当該地域で男女を問わず実際に支払われた平均賃金）を乗じて評価したものである。

(2)　自作地地代とは、その地方の類地（調査対象作目の作付地と地力等が類似している作付地）の小作料で評価したものである。

(3)　自己資本利子とは、総資本額から借入資本額を差し引いた自己資本額に年利４％を乗じて算出したものである。

【調査の概要】（大豆生産費）

１　調査の目的

農業経営統計調査の大豆生産費統計は、大豆の生産コストを明らかにし、農政（経営所得安定対策、生産対策、経営改善対策等）の資料を整備することを目的としている。

２　調査の対象

本調査は、2015年農林業センサスに基づく農業経営体のうち、世帯による農業経営を行い、大豆を10ａ以上作付けし、販売する経営体（個別経営）を対象に実施した。

３　調査事項

大豆の生産活動を維持・継続するために投入した費目別の費用、労働時間等

４　調査期間

調査期間は、平成29年１月から12月までの１年間である。

５　調査方法

調査は、調査票（現金出納帳・作業日誌及び経営台帳）を調査対象経営体に配布し、これに日々の生産資材の購入、生産物の販売、労働時間、財産の状況等を調査対象経営体が記帳する自計調査の方法を基本とし、職員又は統計調査員による調査対象経営体に対する面接調査の併用によって行った。

６　調査対象経営体数

442経営体　（集計経営体数：421経営体）

注：　調査対象経営体のうち、調査期間中に調査不能となった調査対象経営体及び過去５か年の10ａ当たり収量のうち、最高及び最低の年を除いた３年間の10ａ当たり平均収量に対する調査年の収量の増減収率が±70％以上であった調査対象経営体を除いた調査対象経営体を集計対象としている。

７　集計方法

調査対象経営体ごとにウエイトを定め、全国又は規模階層別等の集計対象とする区分ごとに加重平均法により算出した。

この場合のウエイトとは、都道府県別作付面積規模別の調査対象経営体数を、当該年産の「経営所得安定対策加入申請者数」のうち大豆の作付け(営農計画)のある個別経営体数で除した値の逆数としている。

８　実績精度

60kg当たり全算入生産費を指標とした全国平均の実績精度を標準誤差率（標準誤差の推定値÷推定値×100）により示すと2.4％である。

９　用語の解説

(1)　家族労働費とは、家族労働時間に「毎月勤労統計調査」（厚生労働省）の「建設業」、「製造業」及び「運輸業，郵便業」に属する５～29人規模の事業所における賃金データ（都道府県単位）を基に算出した男女同一単価（当該地域で男女を問わず実際に支払われた平均賃金）を乗じて評価したものである。

(2)　自作地地代とは、その地方の類地（調査対象作目の作付地と地力等が類似している作付地）の小作料で評価したものである。

(3)　自己資本利子とは、総資本額から借入資本額を差し引いた自己資本額に年利４％を乗じて算出したものである。

【調査の概要】（さとうきび生産費）

１　調査の目的

農業経営統計調査のさとうきび生産費統計は、さとうきびの生産コストを明らかにし、農政（さとうきびの経営安定対策、生産対策、経営改善対策等）の資料を整備することを目的としている。

２　調査の対象

本調査は、2015年農林業センサスに基づく農業経営体のうち、世帯による農業経営を行い、さとうきびを10ａ以上作付けし、販売した経営体（個別経営）を対象に実施した。

３　調査事項

さとうきびの生産活動を維持・継続するために投入した費目別の費用、労働時間等

４　調査期間

調査期間は、平成29年４月から平成30年３月までの１年間である。

５　調査方法

調査は、調査票（現金出納帳・作業日誌及び経営台帳）を調査対象経営体に配布し、これに日々の生産資材の購入、生産物の販売、労働時間、財産の状況等を調査対象経営体が記帳する自計調査の方法を基本とし、職員又は統計調査員による調査対象経営体に対する面接調査の併用によって行った。

６　調査対象経営体数

114経営体　（集計経営体数：110経営体）

なお、調査対象経営体は、鹿児島県及び沖縄県に所在する経営体となっている。

注：　調査対象経営体のうち、調査期間中に調査不能となった調査対象経営体及び過去５か年の10ａ当たり収量のうち、最高及び最低の年を除いた３年間の10ａ当たり平均収量に対する調査年の収量の増減収率が±70％以上であった調査対象経営体を除いた調査対象経営体を集計対象としている。

７　集計方法

調査対象経営体ごとにウエイトを定め、規模階層別等の集計対象とする区分ごとに加重平均法により算出した。

この場合のウエイトとは、収穫面積規模別の調査対象経営体数を、当該年産の「さとうきびの経営安定対策加入申請者数（（独）農畜産業振興機構）」のうちさとうきびの作付け（計画）のある個別経営体で除した値の逆数としている。

８　実績精度

１ｔ当たり全算入生産費を指標とした実績精度を標準誤差率（標準誤差の推定値÷推定値×100）により示すと4.1％である。

９　用語の解説

(1)　家族労働費とは、家族労働時間に「毎月勤労統計調査」（厚生労働省）の「建設業」、「製造業」及び「運輸業，郵便業」に属する５～29人規模の事業所における賃金データ（都道府県単位）を基に算出した男女同一単価（当該地域で男女を問わず実際に支払われた平均賃金）を乗じて評価したものである。

(2)　自作地地代とは、その地方の類地（調査対象作目の作付地と地力等が類似している作付地）の小作料で評価したものである。

(3)　自己資本利子とは、総資本額から借入資本額を差し引いた自己資本額に年利４％を乗じて算出したものである。

【調査の概要】（なたね生産費）

１　調査の目的

農業経営統計調査のなたね生産費統計は、なたねの生産コストを明らかにし、農政（経営所得安定対策、生産対策、経営改善対策等）の資料を整備することを目的としている。

２　調査の対象

本調査は、2010年世界農林業センサスに基づく農業経営体のうち、世帯による農業経営を行い、なたねを５ａ以上作付けし、販売する経営体（個別経営）を対象に実施した。

３　調査事項

なたねの生産活動を維持・継続するために投入した費目別の費用、労働時間等

４　調査期間

調査期間は、平成28年９月から平成29年８月までの１年間である。

５　調査方法

調査は、調査票（現金出納帳、作業日誌及び経営台帳）を調査対象経営体に配布し、これに日々の生産資材の購入、生産物の販売、労働時間及び財産の状況等を調査対象経営体が記帳する自計調査の方法を基本とし、職員又は統計調査員による調査対象経営体に対する面接調査の併用によって行った。

６　調査対象経営体数

80経営体（集計経営体数：52経営体（なお、７ページ【参考】なたねの作付面積10ａ以上の経営体の生産費は50経営体である。））

注：　調査対象経営体のうち、調査期間中に調査不能となった調査対象経営体及び過去５か年の10ａ当たり収量のうち、最高及び最低の年を除いた３年間の10ａ当たり平均収量に対する調査年の収量の増減収率が±70％以上であった調査対象経営体を除いた調査対象経営体を集計対象としている。

７　集計方法

調査対象経営体ごとにウエイトを定め、全国又は規模階層別等の集計対象とする区分ごとに加重平均法により算出した。

この場合のウエイトとは、都道府県別作付面積規模別に調査対象経営体数を当該年産の「経営所得安定対策加入申請者数」のうち、なたねの作付け（営農計画）のある個別経営体数で除した値の逆数としている。

８　実績精度

60kg当たり全算入生産費を指標とした全国平均の実績精度を標準誤差率（標準誤差の推定値÷推定値×100）により示すと10.0％である。

９　用語の解説

(1)　家族労働費とは、家族労働時間に「毎月勤労統計調査」（厚生労働省）の「建設業」、「製造業」及び「運輸業，郵便業」に属する５～29人規模の事業所における賃金データ（都道府県単位）を基に算出した男女同一単価（当該地域で男女を問わず実際に支払われた平均賃金）を乗じて評価したものである。

(2)　自作地地代とは、その地方の類地（調査対象作目の作付地と地力等が類似している作付地）の小作料で評価したものである。

(3)　自己資本利子とは、総資本額から借入資本額を差し引いた自己資本額に年利４％を乗じて算出したものである。

【調査の概要】（そば生産費）

１　調査の目的

農業経営統計調査のそば生産費統計は、そばの生産コストを明らかにし、農政（経営所得安定対策、生産対策、経営改善対策等）の資料を整備することを目的としている。

２　調査の対象

本調査は、2015年農林業センサスに基づく農業経営体のうち、世帯による農業経営を行い、そばを10ａ以上作付けし、販売する経営体（個別経営）を対象に実施した。

３　調査事項

そばの生産活動を維持・継続するために投入した費目別の費用、労働時間等

４　調査期間

調査期間は、平成29年１月から12月までの１年間である。

５　調査方法

調査は、調査票（現金出納帳、作業日誌及び経営台帳）を調査対象経営体に配布し、これに日々の生産資材の購入、生産物の販売、労働時間、財産の状況等を調査対象経営体が記帳する自計調査の方法を基本とし、職員又は統計調査員による調査対象経営体に対する面接調査の併用によって行った。

６　調査対象経営体数

135経営体　（集計経営体数：109経営体）

注：　調査対象経営体のうち、調査期間中に調査不能となった調査対象経営体及び過去５か年の10ａ当たり収量のうち、最高及び最低の年を除いた３年間の10ａ当たり平均収量に対する調査年の収量の増減収率が±70％以上であった調査対象経営体を除いた調査対象経営体を集計対象としている。

７　集計方法

調査対象経営体ごとにウエイトを定め、全国又は規模階層別等の集計対象とする区分ごとに加重平均法により算出した。

この場合のウエイトとは、都道府県別作付面積規模別の調査対象経営体数を、当該年産の「経営所得安定対策加入申請者数」のうちそばの作付け（営農計画）のある個別経営体数で除した値の逆数としている。

８　実績精度

45kg当たり全算入生産費を指標とした全国平均の実績精度を標準誤差率（標準誤差の推定値÷推定値×100）により示すと10.0％である。

９　用語の解説

(1)　家族労働費とは、家族労働時間に「毎月勤労統計調査」（厚生労働省）の「建設業」、「製造業」及び「運輸業，郵便業」に属する５～29人規模の事業所における賃金データ（都道府県単位）を基に算出した男女同一単価（当該地域で男女を問わず実際に支払われた平均賃金）を乗じて評価したものである。

(2)　自作地地代とは、その地方の類地(調査対象作目の作付地と地力等が類似している作付地)の小作料で評価したものである。

(3)　自己資本利子とは、総資本額から借入資本額を差し引いた自己資本額に年利４％を乗じて算出したものである。

10　利用上の注意

(1)　表中に用いた記号は、次のとおりである。

「0.0」　：　増減がないもの
「－」　：　事実のないもの
「…」　：　事実不詳又は調査を欠くもの
「△」　：　負数又は減少したもの
「nc」　：　計算不能